

東浦中学校・東浦文化広場基本計画策定支援業務仕様書

1 業務名

東浦中学校・東浦文化広場基本計画策定支援業務

2 目的

本業務は、公共施設ごとの現状や課題の整理、今後のあり方等を検討し、公共施設再編の方針を示す計画である東浦町公共施設再配置計画（以下「再配置計画」とする。）を基に、モデル事業と位置付けている東浦中学校・東浦文化広場において将来にわたり持続可能な公共施設を実現するため、東浦中学校・東浦文化広場基本構想を踏まえ、施設整備に係る基本計画の策定支援を委託するものである。

3 背景

東浦町の公共施設の多くは、高度経済成長期に建設されており、今後一斉に更新時期を迎える一方、人口減少や少子高齢化などによる財源の減少により、今ある施設を今の姿のまま維持・更新し続けることは、非常に困難な状況にある。そこで、将来にわたって持続可能な公共施設のあり方を目指し、2024年3月に再配置計画を策定した。

再配置計画は、2024年度から2058年度の35年間を計画期間とし、公共施設ごとの現状と課題を整理したうえで、拠点形成によるすべての町民サービスの向上、水害等の災害への対応能力向上及び東浦町の将来人口を見据えた公共施設規模の実現の3つの基本方針を定めており、これらを踏まえたうえで、施設ごとの方向性を検討し、各種計画との整合、災害ハザードエリア、候補地の有無等に配慮した公共施設の再編プラン及び再編プランを進めるためのロードマップ案を示すものである。

また、再配置計画における基本方針を踏まえて、東浦中学校・東浦文化広場をモデル事業として位置づけ、2025年7月に東浦中学校・東浦文化広場基本構想を策定した。

4 施設概要

(1) 施設名称

（仮称）東浦中学校・東浦文化広場複合施設

(2) 建設候補地

現東浦文化広場敷地（東浦町大字石浜 始め86筆）

(3) 敷地面積

45,385 m²（うち、借地2,872 m²）

(4) 再配置計画における方向性

学校機能と社会体育機能等の複合による利便性・合理性の向上やサービスの質の向上を目指しつつ、災害への対応能力の向上を図ることにより地

域拠点の整備に向けて取り組む。また、学校教育として確かな学力や心と体の健康を育む教育の充実に努めるほか、地域コミュニティと密接にかかわることで、魅力ある教育環境や生涯スポーツの場の整備にあわせ、東浦中学校区における地域の拠点づくりを推進する。

5 履行期間

契約締結の翌日から 2027 年 3 月 12 日（金）まで

6 業務の実施にあたって

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、次の関係法令等を遵守しなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項については愛知県建設局「設計業務等共通仕様書」に準拠するものとする。
 - ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
 - イ 東浦町情報セキュリティポリシー
 - ウ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - エ その他関係法令
- (2) 東浦中学校・東浦文化広場基本構想及び東浦町の各種計画との整合性を図ること。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たっては、東浦町（以下「発注者」という。）と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受注者は、本業務を実施するにあたり作業内容に精通し、かつ十分な経歴を有する次の者を選任しなければならない。
 - ア 管理技術者 1 名
 - イ 主たる担当技術者 2 名以上
- (6) 本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議し、指示を仰ぐこと。また、定めのない事項については、発注者と受注者の協議によって決定すること。
- (7) 受注者は、本業務の遂行上必要な資料は、所定の手続きにより発注者より貸与を受けることができるものとする。業務の実施に当たり貸与した資料は、業務目的外では使用しないものとし、受注者が厳重に整理保管し、業務終了後直ちに返却するものとする。
- (8) 受注者は、業務完了後といえども契約の内容に適合しない箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正、その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。
- (9) 受注者は、業務の実施に当たり、作業内容、工程表を示した業務実施計画書を作成し発注者に提出するとともに必要な資料収集等の準備を行う。

- (10) 策定における検討過程や根拠資料等を取りまとめた報告書を履行期間終了時までには作成する。
- (11) 受注者は、業務スケジュールの作成にあたっては、議会期間等を考慮したうえで、スケジュールを計画すること。

7 業務内容の概要

受注者は、住民ニーズ及び庁内意見等を取りまとめ、(仮称)東浦中学校・東浦文化広場複合施設の整備に係る「基本計画」の策定を支援すること。

(1) 「基本計画」の策定支援

ア 東浦中学校・東浦文化広場基本構想を踏まえ、東浦中学校・東浦文化広場における現状と課題を整理すること。なお、以下(ア)～(カ)は一例であり、必要な事項があれば、提案し、整理すること。

- (ア) 公共施設の状況
- (イ) 将来人口推計
- (ウ) 公共交通
- (エ) 防災
- (オ) 地理情報
- (カ) 東浦中学校の現状と課題

イ 導入機能に関しては、「東浦中学校・東浦文化広場基本構想」を確認のうえ、必要に応じて検討すること。

ウ 次の(ア)～(キ)を踏まえ、施設整備計画等の案を複数案(5案程度)作成し、比較検討できるようにすること。なお、資料については、住民ニーズ、庁内意見、国や県が公表しているデータ、町が保有しているデータ、GIS等も活用し、エビデンスに基づく、住民が納得感を得やすい情報に整理したうえで、図やイラスト、パース(2～3枚程度)等を用いた分かりやすい資料とすること。

- (ア) 施設の配置
建設候補地の周辺環境を踏まえた検討をすること。
- (イ) 施設の規模
将来人口推計や新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方等を踏まえた適切な施設規模の検討をすること。
- (ウ) 建設計画
建設候補地の周辺環境や東浦中学校の教育活動等を踏まえたうえで、中学校と体育館を複合し、地域に開けた拠点施設として利用できることを考慮すること。(配置場所、ゾーニング、デザインのコンセプト、ユニバーサルデザインへの対応、環境への配慮等)
- (エ) 管理・運営計画
再配置計画 第8章における組織体制を踏まえたうえで、教職員の負担を減らし、学校教育及び住民サービスの質の向上を前提とした効果的かつ効率的な管理運営手法の検討をすること。
- (オ) 概算工事費等の算出

解体工事、本体工事、グラウンド工事、附帯・外構工事等の概算工事費について、再配置計画のモデル事業における東浦中学校・東浦文化広場基本概要の規模を踏まえたうえで検討し、複数案毎に算出すること。

(カ) 管理運営費の算出

管理運営計画に基づき、日常的な維持管理費（施設運営費含む）や大規模修繕費等について、先進自治体の事例も踏まえながら、概算費用を施設整備計画における複数案毎に算出すること。

(キ) (ア)～(カ)のほかに「2 目的」を達する公共施設実現のために必要な事項を提案すること。

エ 事業手法及びスケジュール案、財源等の検討

アで作成した整備計画案について、比較検討し、選出した整備計画案に基づき次の検討を行うこと。

(ア) 官民連携の検討

計画の目的や財政面等において、最も効率的かつ効果的な手法を検討すること。なお、官民連携の検討にあたっては、東浦町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程に沿って検討し、必要な資料を作成すること。

(イ) 事業スケジュール案の作成

関連事業の進展を踏まえたうえで、(ア)で検討した事業手法に応じたスケジュール案を作成すること。また、都市計画法、建築基準法等に基づく法的手続き、関係機関との協議・申請等を把握し、事業開始から完了までのスケジュールを作成すること

(ウ) 財源等の整理

東浦中学校・東浦文化広場基本構想の「第5章 5 交付金、補助金、起債等」を踏まえつつ、財源の整理及び活用可能な国庫補助金、起債を整理すること。また、補助金の返還等について調査及び整理したうえで、補助金、起債等も踏まえた試算を行い、財政計画を作成すること。

オ 先進事例の収集

公共施設の再整備や複合化等の先進事例を収集すること。

(2) 本業務を推進するにあたり、作業部会及び検討委員会の運営支援及び学識経験者への意見聴取を実施すること。なお、各会議体の詳細は、以下のとおりである。

作業部会…庁内職員等で構成され、検討委員会にかけるとの計画案について、検討を行うもの。

検討委員会…庁内の課長級職員、学識経験者及びその他関係者で構成され、作業部会で検討された案における諮問機関として設置するもの。

ア 作業部会及び検討委員会については、基本計画の検討における合意形成に足りる回数を提案し、実施すること。

イ 学識経験者については、複数名が望ましい。なお、発注者が締結する名古屋大学連携協定を利用する場合は、学識経験者の選定及び依頼、並びに支払いについては、発注者が行うものとする。連携協定を利用しない場合の採用及び選定等については、提案によるものとし、支払いは、委託料に含むものとする。

ウ 作業部会及び検討委員会の会議の同席及び資料作成等を行うこと。

エ 作業部会及び検討委員会の実施後における議事録の作成及び意見の整理を行うこと。また、その他必要とされる会議の意見について、整理すること。

(3) 町民参加手法の提案及び実施支援

基本計画の検討においては、(仮称)東浦中学校・東浦文化広場複合施設に係る町民意見をより反映するための手法について検討し、実施すること。なお、手法、回数、実施時期等については、提案によるものとする。

(4) パブリック・コメント実施支援

ア パブリック・コメントに示すための基本計画(案)を作成すること。なお、資料については、住民が理解しやすく納得感が得られるよう、図やイラスト、パース(2~3枚程度)等を用いること。

イ パブリック・コメントにおいてその他必要な資料を作成すること。

ウ パブリック・コメントを実施するにあたっては、行政経営会議及び全員協議会を経る必要がある。各会議の開催時期は概ね以下のとおりであり、このうちパブリック・コメントの時期を踏まえ必要な会議に諮るため、考慮したうえで、スケジュールを組むこと。

行政経営会議…毎月1回

全員協議会…年8回(5月中旬、6月上旬、8月中旬、9月上旬、11月中旬、11月下旬、翌年2月中旬、翌年2月下旬)

(5) その他

ア 発注者の指示により必要に応じて資料を作成すること。

イ 業務内容においては、概要を示したものであり、業務の実施に当たっては、発注者と十分協議すること。

ウ 資料の修正は、受注者が行い、発注者の指定した期日までに対応すること。

8 打合せ及び記録

本業務を適正かつ円滑に実施するために、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認すること。なお、打合せ回数は、業務着手時及び成果品納入時に各1回ずつ行うほかは、受注者の提案によるものとするが、それ以外については、発注者が必要とする場合に適宜実施するものとする。

9 成果品

(1) 受注者は、次に掲げる成果品を提出するものとする。

- | | | |
|---|---|----|
| ア | 業務報告書 | 2部 |
| イ | 東浦中学校・東浦文化広場基本計画 本編 | 2部 |
| ウ | 東浦中学校・東浦文化広場基本計画 概要版 | 2部 |
| エ | 東浦町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程における様式第1
「PPP/PFI 手法簡易定量評価調書」(電子のみ) | |
| オ | その他監督員が必要と認めるもの | 1式 |
| カ | 上記電子データ(提出方法及び時期は、別途協議すること。) | 1式 |

(2) 成果品納入場所

東浦町政策企画部財政経営課

10 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いは、業務完了後一括支払いとする。(2026年度に一括支払い)